**忠　岡　町**

**新型コロナウイルス感染症関連融資 利子補給制度**

新型コロナウイルス感染症の影響により、国及び大阪府の３年間の利子補給制度対象となる融資を受けた町内事業者に対して、町が当該利子補給制度終了後引き続き２年間、忠岡町の規定に基づき利子補給を行う制度です。

［対象者］次の各号全てに該当する方

(1) 忠岡町に居住し、忠岡町内で事業を営んでいる個人又は忠岡町内に本社所在地を

有する法人

(2)町税を完納している方

(3)暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者に該当しない方

［対象融資］令和３年１月31日までに実行された以下の融資の内１つの融資

・大阪府制度融資の新型コロナウイルス感染症対応資金（保証料等補助型）

・日本政策金融公庫の以下の融資制度

①新型コロナウイルス感染症特別貸付（国民生活・中小企業）

②新型コロナウイルス対策マル経融資（小規模事業者経営改善資金）

③生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付

④新型コロナウイルス対策衛経融資（生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付）

［利子補給概要］

・利子補給：対象融資に係る支払済みの利子

・補給額：１事業者につき各年度５万円、２年間で最大１０万円

・期　　間：国等の利子補給３年が経過した後の２年間（令和５～７年度）

・申請開始：令和６年５月以降（受付期間は年数回設定、年度ごとに申請が必要）

・予　　算：予算に達した時点で受け付けは終了となります

・事前登録：事前登録された事業者の方には、申請期間前に案内を送付します

**※受付は、令和３年３月３１日をもって終了しました。新規登録はありません。**

　・そ の 他：忠岡町が従前より実施している利子補給制度とは別に申請可能

［問合せ先］

忠岡町産業住民部産業建築課

〒595-0805　大阪府泉北郡忠岡町忠岡東１丁目３４番１号

電話0725-22-1122（代表）　ファックス　0725-32-7805